

平成24年度

税制改正意見書

東海税理士会

はじめに

税理士法では、その第 49 条の 11 及び第 49 条の 15 において、「日本税理士会連合会及び税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定されている。

私たちは、この権限に基づき東海税理士会として本会会員からの意見をまとめ、ここに意見を表明する。

この意見表明に際し私たちは税務に関する専門家として税制改正に向けどのような役割を果たすべきか、という点に最も重きを置いた。即ちその議論は、租税正義の立場に立って、公平性・公正性・明瞭性の追求を重点課題とし、国家・国民のために税理士の使命と職責を果たすことができるよう意見の集約を行った。

一昨年、民主党による歴史的な政権交代が果たされ、税制改正に対する政府の取り組みも政府税制調査会に一本化されるなど、そのプロセスが分かりやすくなった。しかしその後、昨年 7 月に第 22 回参議院議員通常選挙が行われ民主党が敗北「衆参ねじれ国会」となり、にわかに政治情勢が混とんとなった。その結果、税の優遇、冷遇を巡り政治的な力が加わる可能性も出てきた。

このような状況において懸念されることは、平成 22 年度税制改正大綱が言う「納税者から見た納得という観点」が、政治の力によって、ある一部分の組織、国民のみに偏向されてしまうような税制に誘導される可能性が出てくるのではないかということである。

平成 23 年度税制改正大綱では、税理士会からの多くの建議項目が取り上げられ、大きく前進したかにもみられる。しかし、個別的に検証を施せば、多くの問題が内在していると考えられる。とりわけ検証すべきは、担税力に応じた租税公平主義が各税目において体系化されていなければならないこと、また課税要件には租税法律主義に基づく明瞭性をもって納税者の予測可能性が確保されなければならないことである。それらをもって民主主義国家として納税者主権主義が貫かれる必要がある。そのうえで租税の解釈・適用過程の監視統制がなされ、行政上の公平と公正が実現されなければならない。

私たちは税理士として、そのような懸念と使命感を持ちながら、国家行政権力にも特定の納税者にも偏ることなく、真に民主主義国家として国民が公平に幸福の実現に与ることができる租税正義の実現を追求しつつ議論を重ねていった。

本意見書は、そのような過程を経て、本会調査研究部が、税務に関する専門家として、また日常の業務を税務におく実務家として、その経験や思想を反映させ取りまとめを行い、理事会の決議を経て作成されたものである。

基本的な考え方

国税通則法・税務行政関係

(1) 税務行政手続に関する法整備

納税義務が憲法によって国民に課せられた義務である以上、課税の公平性と税務行政の公正性、透明性は法律によって担保されなければならない。

申告納税制度においては、時として課税権者と納税者とが法解釈をめぐる対峙関係に立つのは不可避であるが、現行法制では税務行政手続に関する規定は国税通則法にその主たる部分を委ねる法形式を採用しているために、一般の行政手続とは異なる手続が必要とされている。ところがその国税通則法には、法制定以来長きに亘って納税者を保護する手続規定が存在しなかったため、平成 23 年度税制改正では目的規定である第 1 条において、税務行政における納税者の権利利益の保護を図る趣旨がようやく明確化され、また、行政不服審査法の見直しを踏まえ、国税不服審判所の審査手続きや審判所の組織・人事も見直されたところである。

しかし、国税不服審判所長が通達と異なる裁決を行う場合には、国税庁長官の指示を仰がなければならないとの、国税不服審判所の公正中立的な判断を制限する規定の廃止や、異議申立てを経ない直接審査請求選択権、証拠書類の閲覧範囲の拡大など、改善されるべき問題点はまだ多い。

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」(行政手続法 1) という観点からも、税務行政手続の更なる整備が望まれる。

(2) 電子申告等の利用率向上を図る諸施策の推進

情報技術化が著しい社会変化に呼応して、電子申告等の利用率を向上させていくことは、課税庁のみならず、納税者の利便性拡大にも寄与する。各種の運用改善策により、電子申告等の利用は急速に拡大しているが、さらなる拡大を図るにはまだ克服すべき事項も多いため、引き続きいくつかの要望を提言する。

電子申告の利用拡大を図るためには、何よりも利用する納税者の利便性を第一とし、現在別々に運用され、利用手続きが煩雑となっている eLTAX との共通化・共用化の実現を要望する。

(3) 社会生活の変化に対応した税制とするための改革

経済の国際化や、通信手段等の革新に伴う経済取引状況の変化に対応することができずに、その課税要件を容易に回避されてしまうような税制については、抜本的な見直しが必要である。

とりわけ印紙税については、ペーパーレス化を推進する流れによって文書を課税客体とする趣旨に合理性がなくなっている。また、ペーパーレス化の進んだ大企業とそうでない事業者等との間に課税上の著しい不公平も生じている。

現在の法が施行された当時には全く想定されていない状況になっていることを考慮すると、印紙税は廃止するべきである。

所得税・法人税共通

国際競争力を強化するとの観点から減価償却制度は抜本的に改革されたが、財政的事情によりその内容は極めて複雑なものとなっている。減価償却は大多数の事業者の所得計算に関係する計算であるので、基本的な制度は簡素な内容とすべきである。

また、税法では親族であることが多数の規定でその要件に含められているが、民法の規定によって親族の範囲を判定した場合にその対象が広範になり過ぎて実態と乖離する場合には、親族の範囲を個別に限定し、現実に応じた課税要件を定めることとすべきである。

所得税関係

刻々と変化する現在の社会状況において、真に公平な税負担を実現する新たな仕組み、適正な納税申告を確保しうる環境、そして、簡素でわかりやすい税制を構築していく必要がある。

昨年度、給与所得控除の改正が行われたが、その内容は公平公正な税制とはかけ離れたものであり、早期に見直すべきである。

また、過去の税制改正によって、土地建物等の譲渡益と事業所得等の損失について損益通算及び純損失の繰越控除が認められないため、個人事業主は担税力を失った部分に対して課税されており、法人企業との間に生じている課税上の不公平を早期に解消すべきである。

法人税関係

役員給与の取扱いについては、その支給が会社の必要経費であることは自明なことであるから、これに不明確な損金算入要件を付加した現行法は見直し、別段の定めとして損金不算入の要件を明らかにすることが強く望まれる。

会計処理の選択肢の縮減や保守的な会計処理の抑制にあたっては、本来あるべき会計処理を容認しない結果となるものは回避されるべきである。賞与引当金及び退職給付引当金については、将来支給される可能性の高い負債性引当金であり、企業会計との整合性を保つ上でもその繰入額についての損金算入を認めるべきである。また、貸倒引当金についても、適用対象法人を限定することなく、損金算入を認めるべきである。

欠損金の繰越控除については、資本の維持及び担税力の観点から本来制限を加えるべきでないが、繰越期間だけでなく控除額まで制限するのは到底理解できるものではなく、将来的に中小法人にまで適用されるおそれもあり、早期に控除限度額を撤廃することが望まれる。

相続税・贈与税

相続税は、資産の集中を排除し、富の再配分という機能を有し、資産格差の固定化防止のために相続税が持つこの機能は今後も維持されるべきと考える。その際、課税ベース（基礎控除額）のあり方など、負担水準については十分検討すべきである。

また、残された相続人の最低限の生活保障も考慮しなくてはならず、居住用財産、生命保険金等の今後の生活の基盤となる遺産等については、非課税枠の拡充など残された相続人がその遺産を基に自立した生活が十分可能となるように考慮すべきである。

相続税の課税方式は引き続き検討されることとなったが、国民の理解が得られるまで十分な議論を重ね、簡素で分かりやすく事務負担の少ない公平な課税方式の実現が望まれる。

消費税

平成元年4月に導入された消費税は20年余の間に幾多の改正を重ね、現在の姿になった。今では国民の生活にも浸透したが、その反面経済全体に与える影響も大きい。今後消費税は増大する社会保障費を賄う中核財源と位置付けられ、その役割はますます大きくなると思われる。

税率引き上げの議論は、逆進性の問題や国民生活に与える影響などを考慮して慎重に行うべきことは当然である。その際検討されると予測される複数税率及びインボイス制度の導入については、反対の立場である。また、簡易とは言い難い簡易課税制度については、よりわかりやすい制度とすべきである。

現行の帳簿及び請求書等の保存に関する規定は、帳簿組織や証憑書類の保存状況などが一様ではない多くの零細事業者にとって大変厳しい規定となっており、過重な事務負担とならないような配慮が必要である。また、消費税固有の基準期間による判定制度や、適用開始課税期間の初日の前日までとなっている各種届出書類の提出期限は、誤認・失念などのトラブルも多い。納税者の利便性を重視し、よりわかりやすい制度へと改正すべきである。

地方税

国・地方の三位一体改革により国から地方への税源移譲が実現した結果、地方自治体間の財政力格差が拡大するとともに、税収面でも大きな歪みが生じている。地方分権を推進していくためには、税収面での歪みを縮小し、各地方自治体の税収が安定するような税体系に改革していく必要がある。

【事業税について】

中小企業の経済環境は非常に厳しいものであり、安易な財源として中小企業への事業税の外形標準課税制度を導入することは適当ではない。個人事業税についても、公平な課税の見地から事業主控除額など所要の見直しを行うべきである。

【事業所税について】

事業所税は、人口や企業が大都市地域に集中したことにより発生した交通・公害やゴミ処理の問題等いわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の回復に必要な財源需要をまかなうために創設された地方税の目的税である。しかし、現在は企業の地方への分散が進み、事業所税創設の目的は達成されたと考えるべきである。

また、今般の地方自治体合併により、事業所税が企業にとっても大きな税負担となっている。

このような現状に鑑み、事業所税の廃止を検討すべきである。

【特別徴収に係る納入手数料等について】

給与所得者に係る特別徴収は原則的に義務であり、給与の支払者は徴収と納入の事務負担を負う。

納入の際、指定金融機関以外での納入については特別徴収義務者が振込手数料の負担を負うなど、国税を納付する場合との不均衡が是正されていない。

国から地方へ、という大きな流れの中でこの様な点は今一度見直すべきである。

一、国税通則法・税務行政関係

1. 不服申立て手続において、異議申立てを省略して直接審査請求する選択肢を納税者に認めること。(継続)

【理由】

不服申立ての趣旨が通達に即した処分に異議があるような場合には、原処分庁の判断が覆る可能性は極めて少ない。かような場合にまで審査請求の前提として異議申立てを強制することは、納税者の利便性を大きく損なうことになる。

したがって、直接審査請求する選択肢を納税者に認めることが必要である。

2. 審査請求人が閲覧できる書類等の範囲が、「原処分庁から提出された書類その他の物件」に限定されているところを、「担当審判官が審査請求手続きの過程で収集した書類等」まで拡大すること、及び、閲覧が認められる書類等についての謄写も認めること。

(継続)

【理由】

閲覧できる書類等の範囲が限定的であることは、審査請求人の反証等の機会を十分に保障したことになるが不当な取扱いである。

また、税務に関する書類等には計数を含むものが多いことから、閲覧が認められるものについては謄写も認められるべきである。(通法96)

3. 不服審査における口頭意見陳述について、対審的方式に改めること。(新規)

【理由】

現行国税通則法第84条第1項及び第2項において、異議申立てにおける口頭意見陳述について規定し、国税通則法第101条において審査請求に準用している。

当該規定によれば、「異議審理庁は異議申立人から申立てがあったときは、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」とし、「異議審理庁は必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の陳述を聞かせることができる。」としているのみである。したがって、現行国税通則法においては、不服審査請求における口頭意見陳述において、原処分庁の出席を義務化しておらず、また異議申立人等が原処分庁に対して処分内容や理由等に関して質問する機会も与えられていない。

そこで、不服審査の審査方式は原則として書面によるとしながらも、異議申立人等から請求があったときには、原処分庁の出席のもとで口頭意見陳述を行い、異議申立人等が原処分庁に対して処分内容や理由等に関して質問をする権利を認め、原処分庁はその質問に対する回答義務を負う旨を、国税通則法で明文規定化すべきである。(通法 84、101)

4 . 反面調査は、本人調査により事実関係の解明ができない場合に限り、納税義務者等本人の了解を求めた上で実施すること。(継 続)

【理 由】

調査に伴う受忍義務は、まず納税義務者等自身が負うべきものであり、不必要な負担を第三者に強いる合理的な理由はない。また、反面調査は、時として取引関係に重大な影響を及ぼすことがあり、より一層の配慮が望まれる。納税義務者等の了解を求めるには、相当の理由が必要であり、課税庁の慎重な対応を期待するものである。

5 . 国税通則法 99 条を廃止すること。(継続一部修正)

【理 由】

「多数に及び税務に関する紛争が直接訴訟手続に持ち込まれた場合に生じる混乱を回避するため」という不服申立前置主義の存在根拠が十分意味をもつためには、国税不服審判所が課税庁から分離独立した第三者機関であることが望ましい。

しかしながら現行制度においては、国税不服審判所長が通達と異なる解釈により裁決を行う場合には、国税庁長官に申し出を行い、その指示を受けることになっている(通法 99)。

しかし、これでは納税者の救済の点からも、また、判断の説得性の点からも不十分な制度であり、結局、納税者の不平不満を残すことになる。

そこで、通達と異なる解釈による裁決が制限なく行うことができる権限を国税不服審判所に与えることによって、その公正中立性をより高めるべきである。

6 . 電子申告等のさらなる普及・利用促進を図るための施策を講じること。(継続一部修正)

【理 由】

電子申告等の利用率のさらなる向上を図るために、以下の諸施策を講じることを要望する。

(1) 受付時間の拡大

e-Tax の受付時間（送信可能時間）は、現在一定期間を除き、祝日等を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 9 時までとなっている。この体制を 365 日フルタイム利用可能となるように改善することを要望する。

(2) eLTAX との共通化・共用化

e-Tax と eLTAX はシステムが異なっていること、更に eLTAX を利用可能な地方公共団体及び手続が限られていることから、利用者に不便をかけている。そのため、eLTAX の市区町村レベルも含めた導入及び利用手続の拡大等について要望し、受付システムの共同化など思い切った共通化・共用化施策が必要と考えられる。また、地方税においても、ダイレクト納付ができるようにすべきである。

7 . 電子申告利用者にも申告時期には郵便による書類送付を行うこと。(継 続)

【理 由】

所得税等の確定申告を電子申告により行った場合、翌年以降の申告時期に申告書用紙が送付されないことになっている。その代わりに納税者には申告書用紙に代えて予定納税額などが記載された簡単な「お知らせ」がメッセージボックスに格納されるが、すでに電子申告を利用している納税者に対してプレプリント申告書用紙を省略するとしても、申告時期にはメッセージボックスに格納された「お知らせ」データの文書化と、他の納税者に送付するのと同程度の書類送付が望まれる。

8 . 税務署に提出した届出書・申請書・申告書について、提出書類の閲覧のみでなく、謄写ができる措置を講ずること。(新 規)

【理 由】

納税者が申告書等控えを紛失してしまう場合や、提出した申告書と申告書控えの内容が違っていても収受印が押されてしまう場合もある。したがって、納税者本人又は代理人であることが確認できた場合には、正確な税務申告を行うために、閲覧だけでなく謄写等ができる措置を講じるべきである。

9 . 税・社会保障共通の番号を導入することは、慎重に進めること。(継続一部修正)

【理 由】

現在、わが国の財政は危機的状況にあるにもかかわらず、今後更に加速する高齢化の進展により、年金・医療及び介護等の社会保障給付に必要な財政支出はより増加していくものと考えられる。しかし、現在では国税・地方税及び各種社会保障制度でそれぞれ独自にその対象者を把握しており、社会システム全般において効率的な運用がなされているとは言いがたい。近年、各種社会保障給付に所得制限を設けるか否かという議論も多くなってきており、共通番号を導入することにより、限られた財源で必要な支援を公平かつ効率的に行っていく必要があると考える。

また、わが国は周知のごとく申告納税方式を採用しているが、共通番号付与に伴う牽制効果によって間接的に申告水準が上がるとの見解もある。

しかし税務面においては、共通番号制度の導入により、各種取引に際して納税者が取引の相手方に番号を告知することを必要としたり、取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が提出する納税申告書に番号を記載させることを求めることは、納税者に過度な負担を求めることになり、民間人間の取引に悪影響を及ぼす懸念がある。さらに、共通番号制度の導入には個人情報保護が絶対不可欠であるが、民間人間で共通番号を使用させることは、情報漏洩の危険が高まると考えられる。したがって、共通番号の利用目的は、そのようなことのないよう制限されるべきものである。

また、共通番号制度導入に対する国民の合意が得られるように、導入手続自体も慎重に進めていく必要があると考える。

10. 地方税における申請・届出の様式を全国で統一すること。(継続一部修正)

【理由】

地方税における「法人等の設立(開設)事務所事業所等新設廃止申告書」等の各種申請・届出は、現在は地方自治体により独自の様式を設定しているため、提出する自治体ごとに用紙を入手しなければならず、またこのためコンピュータソフト会社もシステム化が不可能となっている。様式を統一することにより、これらの事務負担を軽減することにつながると思われる。

11. 印紙税は廃止すること。(継続)

【理由】

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にある経済的利益があると推定されること、及び文書を作成することによって取引事実が明確化し、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であり、流通税として位置づけられている。しかしながら、平成13年4月に施行された「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(経済産業省)いわゆるIT一括法により、これまで、紙の契約書の交付を必要としていたものが、顧客等の承諾を条件として、FD、CD-ROMの手交や電子メールやホームページなど電子的手段によっても行えることとなった。電子手形をはじめとして紙媒体によらない電磁的記録が文書と同等の法律効果を付与されており、課税の根拠が希薄化している。この結果、ペーパーレスを安定したシステムとして運用できる大企業等と、それができない中小企業・個人事業者等との間に著しい不公平を生じている。また、経済の国際化や通信技術の進歩により、国内取引に係る文書であっても、その文書を国外で作成することが容易となった。印紙税法は属地主義により文書作成時の場所を基準として課税しているため、本来国内で作成する文書が国外で作成されるとそれを理由に課税ができなくなる。こうした課税の公平の観点からも、印紙税は廃止すべきである。

二、所得税・法人税共通関係

1. 減価償却制度を簡素化すること。(継続)

【理由】

減価償却制度については、過去の税制改正によって償却方法が新旧併存となり、以後の償却計算は二種類の計算方法を長期間併用せざるを得ない状況となっている。

減価償却制度は大多数の事業者の所得計算に直接関係する計算であるため、できるだけ簡素な制度が望ましく、いたずらに複雑化することは納税者の事務負担を増し、無用の混乱を招く。取得時期により区分されている現行の新旧併用計算方法は、新しいものに一本化すべきである。(法令 48、所令 120)

2. 取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償却制度を廃止すること。(継続)

【理由】

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、一括償却資産の 20 万円基準、さらに中小企業には特例措置としての 30 万円基準が存在し、事務処理を煩雑にしている。税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入又は必要経費算入とすべきである。そして、一括償却資産の 3 年償却制度は廃止すべきである。

(法令 133、133 の 2、所令 138、139、措法 28 の 2、67 の 5)

3. 親族の範囲を見直すこと。(継続)

【理由】

税法で多用する「親族」という文言は、民法からの借用概念で配偶者、6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族(民法 725 条)を指し、常識的にみて明らかに広範囲である。

所得税では「扶養」親族あるいは「生計を一にする」親族などその範囲を限定した規定が多く、逆に、法人税では無限定で使用される規定が多い。例えば、同族関係者の範囲は利益を共有と思われるグループを包括的に特定するものであるから、その範囲を配偶者、直系血族及び兄弟姉妹並びに一親等の姻族に限定した方が現代社会における親族間交流等の実態に即した取扱いとなる。

このように、民法の親族規定を安易に援用せず、それぞれの規定の趣旨等に鑑み、その範囲を個別に制限して現実に即した課税要件を定めることとすべきである。(法令 4)

4. 電話加入権の取得時全額損金算入又は必要経費算入を認めること。(継続)

【理由】

固定資産である電話加入権として計上すべき施設設置負担金は、平成 17 年 3 月

に 36,000 円まで引き下げられ、現在ではこの負担金の支払いを伴わない加入電話契約も存在する。また、携帯電話の普及に伴い固定電話の新規設置及び利用は減少傾向にあり、電話加入権市場においてもその資産価値は確実に低下している。

よって、今後取得する電話加入権については、取得時に全額損金算入又は必要経費算入することを認めるべきである。また、既に資産計上されている電話加入権についても、その全額を損金算入又は必要経費算入することを認めるべきである。この場合、財政事情等の理由により一時の損金算入又は必要経費算入が困難であるならば、数年間にわたる損金算入又は必要経費算入方式を立法化すべきである。(法法 2 二二、法令 12 三、所法 2 一八、所令 5 三)

5 . 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。(継 続)

【理 由】

社会保険診療報酬の所得計算は、収入金額に対して段階的に概算必要経費額を計算し、経費の実額計算を省略することができることになっているが、他の業種にはこのような制度は認められておらず、課税の公平の立場から見ても、原則どおり記帳に基づく実額の損益計算によるべきであり、早急にこの特別措置は廃止すべきである。(措法 26、67)

三、所得税関係

1 . 給与所得控除制度を見直すこと。(継統一部修正)

【理 由】

法人役員と一般従業員は、労働基準法においては法的地位の相違、また、会社法においては給与支給額の決定方法の相違がみられる。しかし、これらのことが所得税法において、両者に対する勤労の対価を峻別する根拠にはならない。そして、給与所得控除には「他の所得との負担調整」の側面があると言われているが、それを前提に考えるのであれば、高額な給与について見直すにとどまらず、中低額な給与についても見直すべきである。

給与所得控除制度については、概算控除を実額控除に近づけるべきであり、高額な役員給与所得者に負担を押しつける改正によって、公平公正な税制が歪められている。(所法 28)

2 . 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算および純損失の繰越控除を適用すること。(継 続)

【理 由】

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度である。ことに、土地建物等の譲渡益と事業所得等の損失について損益通算及び純損失の繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分に対しても課税することになり、所得課税の基本である「応能負担原則」に著しく反する。

事業所得等が損失である場合に行われる土地建物等の譲渡はその損失額の補填のために行われるものが多く、これらの所得を互いに無関係に取り扱うことは、法人企業と個人企業との間に課税上の不公平を生じさせている。(所法69、70、措法31、32)

3. 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。(継 続)

【理 由】

この特例はかつて地価の著しい高騰時に対応すべく設けられた措置(平成4年分以後)であり、現在のような地価の状況を考えれば不要な規定である。また法人税においては、平成10年度税制改正によって、新規取得土地等にかかる負債利子の課税の特例が廃止されており、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。(措法41の4)

4. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を5年に延長すること。(継 続)

【理 由】

暦年単位課税は課税技術上の便宜的なものであり、事業自体の継続性からみれば本来利益金額と損失金額は通算されるべきものである。したがって、青色申告における純損失の繰越控除の控除期間については本来制限を設けるべきではないが、国税通則法における更正の期間制限とのバランスから、控除期間を5年に延長すべきである。(所法70)

5. 人的控除の見直しを行うこと。

- (1) 特定扶養親族に係る扶養控除の対象者は、12月31日現在就学を条件とし、年齢の判定を4月2日から翌年4月1日までの間に生まれた者とする。なお、就学の判定は、所得税法第2条第1項第32号(勤労学生の意義)に従う。(継 続)

【理 由】

近年増加している教育も受けず就職もしない無業者(いわゆるニート)を特定扶養親族として控除することは、本来の立法趣旨から外れている。年齢要件と就学要件を厳格にして特定扶養控除の対象から除外すべきである。なお、年齢の判定については、現行ではその年12月31日の現況によることになっているため、1~3月生まれの子は、19歳に達する年が1年遅れるが、22歳に達した年には就職して扶養親族から外れてしまい、控除年が1年少なくなるという不公平が発生しうる。したがって、このような不公平を是正するためにも、年齢の判定は4月2日から翌年4月1日までの間に生まれた者とすべきである。(所法2 三四の2、85)

- (2) 婚外子を有する者を寡婦の対象に加え、寡婦と寡夫の区別をなくすこと。(継 続)

【理 由】

現行の寡婦控除は、過去に婚姻をしていたことが要件となっているが、最近増えている婚外子を有する者を、子育て支援の観点から寡婦の対象にすべきである。

また、男女平等の見地から、寡婦と寡夫の区別をなくすべきである。(所法 81、措法 41 の 17)

6 . 年の中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限を延長すること。(継 続)

【理 由】

年の中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限は死亡した日から 4 月以内となっている。一方、相続税の申告期限は、10 月以内である。被相続人と相続人の非同居世帯の増加、個人主義の進展、あるいは財産の複雑化により相続財産の把握に相当の期間を要するなど、準確定申告の申告期限内においては分割協議前で所得の把握が困難であることも多い。したがって、準確定申告の申告期限を相続税の申告期限に合わせた 10 月に延長すべきである。(所法 125)

四、法人税関係

1 . 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(継 続)

【理 由】

会社法では、役員給与は職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益とされている。役員に対する相当な職務執行の対価は法人の収益を得るための必要経費であるので、法人税法においても、役員給与は原則として損金算入とすべきである。その上で、損金不算入となる役員給与を規定すべきである。(法法 34)

2 . 「定期同額給与」の定義を明確にすること。(継 続)

【理 由】

「定期同額給与」は損金算入される通常の月額役員給与の範囲を表す概念であり、役員給与の法人税法上での取扱いを左右する極めて重要な要件としての位置付けを有する。ところが、この「定期同額給与」について、条文上の文言からは予想もできない解釈、取扱いが課税庁から公表されている。このことは、この規定及び文言自体に不備があることの表れである。

よって、「定期同額給与」を企業実態に即した柔軟な概念に改め、その上でこれに含まれないケースを限定列挙し、解釈の違いによる実務上の混乱を生じさせないように配慮した明瞭な規定にすべきである。(法法 34 一)

3 . 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。(継 続)

【理 由】

定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくものは、同族会社以外の法人は事前の届出を要せずに損金算入となる。しかしながら、この給与について、同族会社とそれ以外の法人を区

別した取扱いとする根拠は明らかではない。

特に、対象となる役員が当該会社の同族関係者でない場合や、継続して同じ役員に同額が支給されている場合などは、届出を要件とするまでもなく損金算入すべきである。(法法 34 二)

4 . 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。(継 続)

【理 由】

平成 18 年度税制改正により、法人税法 132 条 3 項、所得税法 157 条 3 項、相続税法 64 条 2 項等に準用規定が創設された。しかしながら、条文上「準用する」としか書かれていないことから、準用規定が創設されたことで減額更正が認められる、税務署長の増額更正権限規定の準用であり減額更正は認められない、減額更正に無理があるとしつつ条件付きで減額更正もあり得るなどさまざまな解釈が生じている。

実務上の混乱を避けるためにも、取引の是正後を含め、減額更正することを明確に示す規定に改正すべきである。(法法 132 、所法 157 、相法 64)

5 . 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。(継 続)

【理 由】

平成 18 年度税制改正により、損金不算入となる交際費等の範囲から 1 人当たり 5,000 円以下の一定の飲食費を除外する改正がなされたが、交際費等は企業が収益を上げるために、その費用として支出されるものであり、企業運営上の必要経費である。

そもそも交際費課税の趣旨は、企業の冗費抑制と自己資本の充実と考えられるが、既に経済全体から見て不必要な支出は企業自身が抑制している現状下において、課税されることの合理性はなく、交際費等の損金不算入制度を廃止すべきである。

(措法 61 の 4)

6 . 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。(継 続)

【理 由】

労働協約や就業規則等において賞与の支給、退職給付について定めている場合には、企業は従業員に対し法的債務を負っているものであり、企業会計上もその負担分を引当金として計上することが要求されている。

しかしながら、税制がこれら引当金の繰入について損金算入を認めていない結果、現状では多くの中小企業で賞与、退職給付債務が簿外債務となってしまっている。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であることから、これらの引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。

7. 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。(新 規)

【理 由】

貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、予想される将来の危険に備えた会計処理として認められている。保守的な会計処理の抑制にあたっては、本来あるべき会計処理を容認しない結果となるものは回避されなければならない。

したがって、税法においても、適用対象法人を限定することなく、貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。(法法 52 条)

8. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。(新 規)

【理 由】

欠損金の繰越控除制度は、法人の資本の維持及び担税力を考慮すれば、全額控除することが必要であり、これに控除限度額を設けることは、担税力を超えて課税することになり、租税制度を歪めることになる。(法法 57 条)

五、相続税・贈与税関係

1. 相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。(継 続)

【理 由】

年金等の公的扶助による社会保障制度が近年の少子高齢化によってその機能が危ぶまれている中で、自助による相続人の社会保障のために保険金及び退職金は重要性を増している。また、死亡保険金は多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、遺族の生活安定のために支払われるという性格である。さらに、相続税の納付資金を確保するために利用されている場合も多い。

したがって、これらの見地から非課税限度額を引き上げるべきである。(相法 12)

2. 財産評価基本通達で示されている財産の評価方法を見直すとともに、評価に関する基本事項を法令で規定すること。(継 続)

【理 由】

財産評価基本通達は、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁双方の便宜、徴税費の節減等の観点から画一的かつ詳細な評価方法として定められているが、実際の資産価値を適正に反映するとは言い難い取り扱いもあるので、見直しが必要である。

また、現行の財産評価制度が裁量として課税庁に大きな権限とならないためにも、現行の通達での規定ではなく、法令として規定するように改めるべきである。(相法 22)

3 . 相続税の連帯納付義務を廃止すること。(継 続)

【理 由】

各人の負担する相続税額は取得した遺産の額に応じて算出されており、相続人としての納税は完了しているにもかかわらず、他の共同相続人の事情により完納できない場合、納税を完了している相続人に連帯納付義務が発生するのは不合理である。また、他の共同相続人が延納の許可を受けている場合には、その共同相続人が延納税額を完納するまで長期間にわたって不安定な状態が継続することになる。

さらに、相続時精算課税の適用を受けている共同相続人がいる場合には、相続開始時までに当該贈与財産を費消もしくは災害等で消失することもあるので、他の相続人に過度の税負担を強いるべきではない。(相法 34)

4 . 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと。(継 続)

【理 由】

取引相場のない株式の財産評価における同族関係者の範囲は、民法第 725 条の親族の範囲がそのまま用いられている。しかし、民法制定当時と比べると昨今の社会情勢では、血縁による結束や交流は希薄になってきているので見直すことが適切である。そこで、同族関係者の範囲を「納税義務者並びにその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族」に限定すべきである。(相法 22)

5 . 取引相場のない株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の整備。(継 続)

【理 由】

取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の対象になる会社は、経済産業大臣の認定を受けた非上場の中小企業とされているが、経営承継円滑化法で認定された会社となるための手続きが煩雑であるほか、従業員の雇用 8 割維持等の条件など経済情勢の不安定な現状で将来の予測不可能な条件も盛り込まれており、とても使いやすい制度とはいえない。納税猶予取り消しになった事後において課税されるような場合においても利子税の免除など救済措置を設けてさらに使いやすい制度へと改正すべきである。

また、現行の規定においては、適用対象者が代表者であった者の親族に限られ、かつ、適用対象者は代表取締役役に就任しなくてはならないことになっている。企業の存続発展を目的とした場合、親族以外の者が代表者に就任するケースも多々考えられる。

本来この規定は、相続人以外の親族も適用者の範囲に含まれているため、親族以外の第三者においても、納税猶予の適用対象者とすべきである。この場合においても、当然に遺留分権利者の合意・経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要となる。(措法 70 の 7 ~ 70 の 7 の 4)

6 . 相続時精算課税を選択できる贈与者の年齢規定を廃止すること。(新 規)

【理 由】

相続時精算課税制度は、高齢化により相続による次世代への財産の移転時期が遅くなったため、生前における贈与により資産の移転の円滑化を促進させ、結果的に経済を活性化するために設けられた制度である。現行制度では、相続時精算課税を選択できるのは財産の贈与者が60歳以上の親とされており、次世代への財産の移転時期を早め、さらに経済の活性化を図るために贈与者の年齢規定を廃止すべきである。(相法21の9)

六、消費税関係

1 . 納税義務の判定及び簡易課税制度の判定は、基準期間ではなく当該課税期間における課税売上高に基づいて判定する制度とすること。(継 続)

【理 由】

消費税の基準期間による納税義務を判定する制度では、課税期間の課税売上高が1,000万円以下でも課税事業者であったり、数千万円の売上高でも免税事業者であったりという不合理な現象が生じる。

免税事業者との課税の公平、事業者の事務負担の軽減、税務行政の簡素化の観点から、諸外国では例を見ない基準期間制度を廃止し、当該課税期間における課税売上高に基づいて納税義務の判定及び簡易課税制度の判定をする制度にすべきである。

また、この変更により、課税期間初日の前日が期限とされている各種届出が不要となる。課税期間開始前に不確実な予測に基づいて経営判断を迫られる納税者にとっても大きな負担軽減となる。(消法2 十四、9、37)

2 . 簡易課税制度については、次のとおり改正すること。(継 続)

(1) 簡易課税制度については、届出制を廃止し、その選択は申告書の記載要件とすること。(継 続)

【理 由】

免税点が1,000万円へ引き下げられたことにより、多数の零細事業者が課税事業者となっている。簡易課税制度を選択できる零細課税事業者にとって、経営基盤が弱い環境で翌期以降の経営状況を予測し、あるいは、将来の投資計画を立てるなど、事前に適切な選択の判断を下すことはかなり困難である。

また、相続があった場合の相続人の簡易課税制度選択についても、この改正がなされれば、年末間近の相続の場合等の短い届出期限に無理な判断を迫られることがなくなる。さらに、適用金額の上限が引き下げられたことにより、制度変更による税収への影響は引き下げ以前に比べ少ないものと考えられる。簡易課税制度の適用について、事前の届出制を廃止し、当該課税期間に係る確定申告書への記載により選択できるように改正し、簡素化すべきである。(消法37)

(2) 納税義務者が選択可能な簡易課税制度等の選択規定について、選択後の2年間の継続適用を廃止すること。(継続)

【理由】

消費税法における簡易課税の選択等の規定については、2年間の継続適用の規定がある。しかし、原則的な課税期間は1年であるにもかかわらず、最低2年間で1つの単位としてみなければ判断できないのは不合理であり、制度を複雑なものにしている。2年以上の継続適用は廃止すべきである。(消法37)

(3) 簡易課税制度における事業区分の明確化を図り、法律に定めること。(継続)

【理由】

現在の簡易課税制度における事業区分の判定は、零細事業者にとって決して容易ではない。通達では、日本標準産業分類の区分を基礎として判定するとあるが、日本標準産業分類の区分は単に統計上の要請で発案されたもので消費税の事業区分とは必ずしも一致しておらず、一部で混乱を引き起こしている。名実共に簡易な課税となるように、納税者が簡単に判断できる区分を明瞭に示し、法律に規定すべきである。(消法37、消令57)

3. 課税仕入れにかかる「帳簿及び請求書等」の保存規定を、改正前の「帳簿又は請求書等」に戻すこと。(継続)

【理由】

簡易課税制度適用上限の引き下げにより、消費税法の保存規定の適用を受ける納税義務者が激増した。これらの納税義務者に消費税法第30条の要件をすべて充たす帳簿書類の作成保存を課すのは、過大な事務負担を求めることになるため、納税コストが低く、取引慣行に配慮した従前の帳簿方式に戻すべきである。(消法30、)

4. 複数税率、インボイス方式の導入には反対する。(継続)

【理由】

複数税率については、何が軽減税率かという判断に多大な労力を要し、課税庁と納税者の双方にとって相当の事務量増加が予測される。

また、インボイス方式についても、新たなインボイスの発行という事務負担の増加と、免税事業者排除の可能性という新たな問題も起こる。現行の帳簿方式は日本の商慣行に馴染んだ方法として定着していると思われるので、インボイス方式の導入には反対する。

5. 法人における消費税の確定申告書の提出期限について、法人税の確定申告書の提出期限の延長を受けている法人については、消費税も同様に、課税期間終了後3カ月以内とすべきである。(継続)

【理由】

消費税の確定申告書の提出期限について、法人については課税期間の末日の翌

日から2カ月以内と定められている。個人事業者についても消費税法上は同様に規定されているが、租税特別措置法によって翌年3月31日と実質3カ月以内に延長することが定められている。

申告期限延長法人の場合に決算の確定を待たず申告期限が到来する消費税の申告については、実務的な作業に矛盾を生じさせ無用の事務作業を増加させるのみである。したがって、本法において申告期限の延長を明記すべきである。(消法45、措法86の4)

七、地方税関係

1. 「調整控除」を廃止し、個人住民税における所得控除の控除額を所得税と同一とすること。(継続)

【理由】

平成19年に国から地方への税源移譲が行われた際、所得税の所得控除額と住民税の所得控除額の差異から生ずる税負担増を「調整控除」により解決を図ろうとしたが、この「調整控除」は、人的控除のみを考慮しているため生命保険料控除、地震保険料控除の控除額を差異による税負担増が生じている。また、「調整控除」により、高額所得者の税負担は軽減されている。

基礎控除の意味を、最低の生活保障に求めるならば、所得税と住民税における控除額が異なる理由はない。そして、課税客体が同一であるので、課税所得金額の計算までは単一にし、簡素な制度にするべきである。(地法34、314の2、314の6)

2. 地方税においても純損失の繰戻し還付制度を創設すること。(継続)

【理由】

欠損金の繰戻し還付制度は、将来の事業回復が見込めないときの救済措置として事業を安定させることを目的に定められたものである。所得税法及び法人税法においては純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、個人住民税の制度においては3年間繰越控除のみの規定となっている。昨今の景気低迷により企業の受ける影響は特に深刻であり、中小企業及び事業主に対して救済機能を十分果たすよう、地方税においてもこの制度を認めるべきである。

3. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置を廃止すること。(継続)

【理由】

この特例措置の趣旨である国民皆保険制度は充実し、概ね達成されたと考えられる。

社会保険診療がもつ高度の公益性格は認めるところであるが、これらの問題は、本来社会保険政策の枠内で対処すべきものであり、税制において対処すべき性格のものではない。医療・保険制度の普及を目的とした医師優遇税制の政策意義が薄れている今日、社会保険診療報酬等の課税除外措置は、税負担の公平の見

地及び応能負担の原則からこれを廃止すべきである。(地法 72 の 23、72 の 49 の 8)

4 . 事業税の外形標準課税制度について、資本金 1 億円以下の中小法人には適用しないこと。(継続)

【理由】

外形標準課税制度は、企業が地方自治体から受ける受益を課税根拠とする応益課税が実現できるものとして、税負担の公平性の確保を目的に導入された。景気に左右されない外形標準課税の導入は現在の厳しい地方財政の安定にとっては有益であるかもしれない。しかし、安定的に税収を確保することを主目的として外形標準課税の導入をしてはならない。地方自治体からの受益に対する個別的対応関係は、具体的に明確でないし、担税力の弱い欠損法人についても課税されることになり、むしろ税負担の公平性が損なわれる場合もあり得る。賃金課税的要素もあり、雇用安定を阻害する可能性もある。

外形標準課税制度は、当面資本金が 1 億円を超える法人だけを対象として導入されたが、今後、資本金 1 億円以下の中小企業に対しても外形標準課税制度の適用を広げることは、中小企業の置かれている厳しい経済状況から考えても時期尚早であり、すべきではない。(地法 72 の 2 イ、ロ)

5 . 個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。(継続一部修正)

【理由】

個人事業税の課税標準は所得から一定の事業主控除を控除した金額であり、法人事業税の課税標準は代表者の報酬を損金算入した後の金額である。法人役員の平均給与額は国税庁「民間給与実態統計調査(平成 21 年分)」によれば、1 人あたりの平均 611 万円であり、個人事業税の事業主控除額 290 万円との乖離が著しい。

この乖離を解消するため、個人事業税の事業主控除額を法人役員の平均給与額と平衡のとれた水準に引き上げるべきである。(地法 72 の 49 の 10)

6 . 事業所税を廃止すること。(継続)

【理由】

事業所税は、外形標準を課税客体とする固定資産税及び都市計画税と重複するものである。また、人口 30 万人以上の都市に適用されていることにより、地方都市において近隣市町村との不公平が生じている。さらに、昨今の市町村合併によって、納税義務者となる法人または個人が増大し、その負担は過重と言わざるを得ない。

したがって、事業所税は廃止すべきである。(地法 701 の 30)

7. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。(継 続)

【理 由】

法人は、同一県内の異なる市町村に本店、事務所を有していても同一県に対して一の道府県民税の均等割が課税されるのみである。

一方、個人が同一県内の異なる市町村（政令指定都市にあっては区）に住所、事務所等を有する場合、その市町村ごとに重複して道府県民税の均等割が課税されている。

したがって、法人と個人の道府県民税の均等割の不均衡を是正すべく法律を整備すべきである。（地法 24）

8. 特別徴収により納入すべき市町村民税に係る納入手数料は地方自治体が負担すべきである。(新 規)

【理 由】

給与所得者に係る個人の市町村民税の徴収は、原則として特別徴収の方法による。

給与所得に係る特別徴収義務者は市町村の条例によって指定され、特別徴収税額の納入義務が課せられる。納入金は、市町村が指定して特別徴収義務者に通知した金融機関に払い込むものとされているが、通知された金融機関以外で払い込みをする場合には、振込手数料を特別徴収義務者が負担せざるを得ない。

国税を納付する場合との均衡を考慮し、納入に係る手数料は地方自治体が負担すべきである。（地法 319、地法 321 の 3、地法 321 の 4、地法 321 の 5）